諮問番号:行政不服審查諮問第17号

答申番号:川情審查行服答申第17号

答申書

第1 審査会の結論

川口市長(以下「処分庁」という。)が令和4年4月20日付けで審査請求人○○○(以下「請求人」という。)に対して行った法人市民税決定処分の督促について、請求人が同年4月25日付けで提起した審査請求(令和4年(審)第1号。以下「本件審査請求」という。)は、棄却するのが妥当である。

第2 事案の概要

本件は、請求人が、処分庁から、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、同年4月1日から令和2年3月31日まで及び同年4月1日から令和3年3月31日までの各年度に係る法人市民税について督促状の送付を受けたことから、当該法人市民税に係る督促(以下「本件督促」という。)の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張

請求人は、令和4年2月15日付けで処分庁が行った平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、同年4月1日から令和2年3月31日まで及び同年4月1日から令和3年3月31日までの各年度に係る法人市民税決定処分(以下「本件決定処分」という。)について不服があることから、令和4年3月3日付けで当該処分について審査請求を行った。

当該審査請求に係る裁決がなされていないにもかかわらず本件督促が行われ たことについて不服があることから、その取消しを求めるものである。

第4 処分庁の主張

本件督促は、本件決定処分により当該法人市民税に係る請求人の納税義務が具体的に確定しているにもかかわらず、請求人が当該法人市民税を納期限である令和4年3月16日までに納付しなかったことから、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第329条第1項の規定に基づきなされたものである。

また、法第329条第2項には、一定の場合には督促を行うことが制限される旨が規定されているが、本件督促は当該規定に該当しない。

よって、本件督促に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第5 審理員意見書の理由

1 認定される事実

第2事案の概要によるもののほか、認定される事実は次のとおりである。

- (1) 川口市長は、本件決定処分の処分庁として、請求人に対して、本件決定処分を行った。
- (2) 請求人は、本件決定処分について不服があることから、その取消しを求め、 行政不服審査法第2条の規定に基づき令和4年3月3日付けで本件決定処分 の審査庁である川口市長に対して審査請求を行った。なお、請求人が本件審 査請求を行った時点において、本件決定処分に係る審査請求の裁決はなされ ていない。
- (3) 請求人は、行政不服審査法第25条の規定に基づき、令和4年4月25日 付けで本件決定処分の審査庁である川口市長に対して本件決定処分の執行停 止の申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。
- (4) 本件決定処分の審査庁である川口市長は、本件申立てについて、本件決定 処分の執行を停止しないことと決定し、令和4年5月17日付けで請求人に

対してその旨を通知した。

- (5) 請求人は、本件決定処分により決定された法人市民税(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの年度について41,600円、同年4月1日から令和2年3月31日までの年度について50,000円及び同年4月1日から令和3年3月31日までの年度について20,800円)を、納期限である令和4年3月16日を徒過しても川口市長に納付しなかった。
- (6) 処分庁は、令和4年4月20日付けで請求人に対して本件督促を行った。 本件督促に係る督促状には、納付すべき法人市民税について、対象となる事 業年度、未納税額及び延滞金が記載されている。
- 2 本件督促の適法性及び不当性についての検討
 - (1) 法第329条第1項の規定によれば、納税者が納期限までに市町村民税に 係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、 納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないこととされている。

また、督促の性質については、最高裁判所平成5年10月8日第二小法廷判決において、「国税通則法37条による督促は、滞納処分の前提となるものであり、督促を受けたときは、納税者は、一定の日までに督促に係る国税を完納しなければ滞納処分を受ける地位に立たされることになる」と示されているが、このことは地方税においても変わることはない。

このような督促の性質から、金沢地方裁判所平成15年9月8日判決において、「督促状には、被督促者が納付すべき金額が明示されているか、少なくとも被督促者にとってその金額が把握できる事項が記載されている必要があるというべきである」と示されている。

これを本件督促について見るに、本件督促は、認定される事実(5) のとおり、請求人が本件決定処分によって決定された法人市民税を、納期限である令和4年3月16日を徒過しても川口市長に納付しなかったことからなされたものであり、法第329条第1項に規定する要件を充足した上でなされた

ものである。

また、本件督促に係る督促状には、認定される事実(6)のとおり、納付の対象となる各事業年度について、未納税額及び延滞金が記載されており、これは請求人において納付すべき法人市民税を特定するには十分なものである。なお、法第15条の4第1項の規定により2以上の道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人が道府県民税の修正申告等を行う場合において、その修正申告等により納付すべき税額が少額であるときは、当該修正申告等後に到来する納期限までその徴収を猶予するものとされている。そして、法第329条第2項の規定によれば、当該法人が徴収を猶予された期間内にこれを完納しない場合でなければ当該法人に対しては督促状を発することができないこととされているが、請求人は当該規定に該当せず、処分庁が本件督促を行うことは制限されない。

よって、本件督促は、法の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、違法な点はない。

- (2) 行政不服審査法第25条第1項の規定によれば、審査請求は、処分の効力、 処分の執行又は手続の続行を妨げないとされており、さらに、「賦課処分と 督促処分とは、それぞれ目的及び効果を異にする別個の手続による行政処分 であり、前者の違法性は後者に承継されず、したがって、仮に前者に瑕疵が あったとしても、当該課税処分が当然無効であるか、権限のある者によって 取り消されない限り、督促処分の効力に影響を及ぼすものではないと解される」ため(福岡地方裁判所平成5年10月28日判決参照)、本件決定処分の裁決がなされる前に、本件督促が行われたことについて、違法な点はない。
- (3) 行政不服審査法第1条の規定によれば、行政不服審査においては、行政庁の違法にとどまらず、不当、すなわち、裁量権行使の妥当性についても審査の対象となるところ、法第329条第1項の規定により、納期限までに納税者が市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、処分庁には

督促状を発することが義務付けられるため、その裁量を行使する余地がなく、 本件督促に不当な点はない。

(4) よって、法の定めるところによって行われた本件督促には、違法又は不当な点はない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第 2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 審査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査審議を行った。

令和4年6月20日 諮問

令和4年6月28日 審査

令和4年7月28日 審査庁及び処分庁から意見聴取・審査

令和4年9月12日 審査庁及び処分庁から意見聴取・審査

令和4年10月18日 審査

令和4年12月6日 審査

令和5年2月8日 審査

令和5年4月5日 審査

令和5年6月29日 審査

令和5年8月21日 審査

第7 審査会の判断

行政処分の基本的な法的性格は、命令・強制に求められる。そこで、本来の 下命行為(命令)の実効性を担保するのが強制制度というとらえ方ともなる。

ところで、この担保制度としての強制制度についても行政処分としての性格 付けがなされる場合がある。 裁判例も、行政代執行法での戒告について処分性を認めている(東京地裁昭和48年9月10日行裁例集24巻8・9号916頁)。

しかし、この行政強制制度の中で行われる行政処分は、義務を課す下命処分のように実体法上の義務を課すものではない。そこで、これを争う取消訴訟でも、行政代執行法でいえば戒告固有の瑕疵を争いうるに止る。また、一般に、実体法上の義務についての下命処分と戒告の間には、いわゆる違法性の承継(後行処分に対する取消訴訟で先行処分の違法性を争う法理)も認められないものと解されている。

本件督促についても、同様の理解が成立し、先行処分たる課税処分の違法性を争うことはできない。

そこで審査請求中に督促処分を行ったことが違法となるのかどうかが争点となるが、訴訟継続中でも行政処分には執行不停止原則が働き、督促処分を行うことに違法な点は認められない。

よって、本件督促については違法ないし不当な点は認められないことから、本件審査請求については、審理員意見書のとおり棄却するのが妥当である。

令和5年8月21日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員(会長) 馬 橋 隆 紀

委員 飯塚 肇

委員 田村泰俊